

## 沖縄県工事技術調査業務委託仕様書（案）

工事技術調査業務委託（以下「調査業務」という。）は沖縄県（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間で契約書のほか、この仕様書に従って実施するものとする。

### 1 調査業務の実施場所及び期間等

	機関の名称	機関の住所	期間	技術士数	調査件数
1	① 北部農林水産振興センター	名護市大南 1-13-11 (北部合同庁舎)	3日間	1人	1件
	② 北部土木事務所				1件
2	③ 中部農林土木事務所	沖縄市美原 1-6-34 (中部合同庁舎)	2日間	1人	1件
	④ 南部農林土木事務所	那覇市旭町 116-37 (南部合同庁舎)			1件
3	⑤ 宮古農林水産振興センター	宮古島市平良西里 1125 (宮古合同庁舎)	2日間	1人	1件
	⑥ 宮古土木事務所				1件
4	⑦ 八重山農林水産振興センター	石垣市真栄里 438-1 (八重山合同庁舎)	3日間	1人	1件
	⑧ 八重山土木事務所				1件
5	⑨ 中部土木事務所	沖縄市美原 1-6-34 (中部合同庁舎)	2日間	1人	1件
	⑩ 下水道事務所	宜野湾市伊佐 3-12-1			1件
6	⑪ 南部土木事務所	那覇市旭町 116-37 (南部合同庁舎)	3日間	1人	1件
	⑫ 企業局（土木）	那覇市泉崎 1-2-2 (沖縄県庁)			1件
7	⑬ 総務部管財課（建築）	那覇市泉崎 1-2-2 (沖縄県庁)	3日間	1人	1件
	⑭ 施設建築課（建築）				1件
8	施設建築課（機械）	那覇市泉崎 1-2-2 (沖縄県庁)	2日間	1人	2件
	合 計		20日間	8人	16件

- (1) 調査業務は、14 機関 20 日間で延べ 16 件程度とする。調査対象機関及び調査件数は上記の日数の範囲内で甲が変更することができる。
- (2) 調査期間は、令和 8 年 7 月から 9 月までとする。ただし、甲乙協議の上、変更することができる。
- (3) 甲の所在地において、調査業務に係る打ち合わせを計 2 回実施する（調査実施前 1 日、調査終了後 1 日）。
- (4) 委託料は旅費相当額も含めた総額とする。
- (5) 北部農林水産振興センターと北部土木事務所合わせて 3 日間、中部農林土木事務所と南部農林土木事務所合わせて 2 日間、宮古農林水産振興センターと宮古土木事務所合わせて 2 日間、八重山農林水産振興センターと八重山土木事務所合わせて 3 日間、中部土木事務所と下水道事務所合わせて 2 日間、南部土木事務所と企業局の土木工事合わせて 3 日間、総務部管財課と施設建築課の建築工事合わせて 3 日間、施設建築課の機械工事 2 日間、それぞれ連続で調査を実施する。ただし、甲乙協議の上、変更することができる。
- (6) 北部農林水産振興センターの工事は離島（伊是名村）での工事で、現場実地調査のために乗船する必要がある、乗船料金が発生する（往復 3,500 円（環境協力税 100 円別途））。
- (7) 八重山農林水産振興センターの工事は離島の離島（小浜島または西表島）での工事で、現場実地調査のために乗船する必要がある、乗船料金が発生する（往復 3,340～6,370 円（環境協力税 100 円別途））。
- (8) 施設建築課の建築工事は宮古島（宮古島市）での工事で、現場実地調査のために那覇空港から宮古空港へ飛行機に搭乗する必要がある、航空運賃が発生する（運賃は変動する）。
- (9) 企業局（土木）の工事は離島（座間味村）での工事で、現場実地調査のために乗船する必要がある、乗船料金が発生する（往復 5,510～7,510 円（環境協力税 100 円別途））。
- (10) やむを得ず監査対象機関の実施場所並びに対象工事の現場での甲の業務遂行が困難となった場合は、書面による業務のみへの変更もしくは中止することがある。

## 2 調査業務の実施項目

- (1) 工事技術調査（調査終了後の打合せを含む。）
- (2) 調査結果報告書の作成及び提出
- (3) 調査結果報告書に関する照会への対応

## 3 工事技術調査の内容

調査対象工事について、工事計画、設計、積算、仕様、施工、監督、検査等の技術面について、書面調査及び現場実地調査を実施する。

下記事項については、甲の職員が確認をする。

- (1) 入札、契約に関する事項。

- (2) 建設工事に関する保険。
- (3) 建設業法における見積期間。
- (4) 建設業退職金共済制度に関する事項。
- (5) 工事カルテの作成及び J A C I C のコリンズ登録。
- (6) 履行保証制度における保証金支払に関する確認。
- (7) 前払金保証に関すること。

#### 4 工事技術調査の留意事項

- (1) 甲は、調査日程を調査対象機関と調整の上決定し、乙に通知するものとする。
- (2) 勤務時間は、原則として午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分までとし、調査対象機関までの往復の移動に要する時間は勤務時間には含まないものとする。調査終了後、打ち合せ（監査対象機関に対して、改善事項等を報告する。）を行うこと。
- (3) 調査対象事業は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事及び工事に付随する測量、調査等業務とする。
- (4) 乙は調査業務を、技術士（技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する技術士）の資格を有し、調査対象機関における主たる工種（道路、河川、港湾、ダム、橋梁、農業土木、砂防、上下水道、トンネル等）に対応した技術士を派遣して行わせること。また、建築工事を調査する技術士は一級建築士（建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士）の資格を有していること。ただし、主たる工種については甲乙協議の上、変更することができる。
- (5) 乙は調査業務を実施するに当たり、沖縄県の建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者及びその社員等に調査させないこと。
- (6) 基本的な感染症等防止対策を徹底し、調査業務開始前に乙が派遣する技術士に発熱や、風邪症状、倦怠感等がある場合は甲に報告し、指示を仰ぐものとする。

#### 5 主たる工種

- (1) 土木事務所（道路、河川、砂防、公園、港湾、空港等工事）
- (2) 農林水産振興センター、農林土木事務所（農業土木、漁港の工事）
- (3) 企業局（上水道工事）
- (4) 下水道事務所（下水道工事）
- (5) 施設建築課（県有施設（庁舎、学校等）の営繕工事）

#### 6 調査業務の実施方法等

- (1) 甲が行う準備等

調査に当たって、以下は甲が準備や調整を行う。

- ア 調査対象工事の選定
- イ 調査対象機関との調査日程の調整
- ウ 調査実施通知
- エ 調査対象機関の工事に係る「工事技術調査調書」（別紙 1）及び工事関係資料

の作成依頼及び収集並びに乙への送付等  
オ その他甲が必要と認めた準備

(2) 調査結果報告書等の提出

ア 工事技術調査結果報告書の様式は、(別紙2)のとおりとする。

イ 工事技術調査結果報告書は、(別紙3)「工事技術調査結果報告書作成要領」の趣旨を踏まえ、調査技術士の専門的な識見に基づき作成するものとする。

ウ 調査結果報告書の作成に当たっては、現場実地調査終了後、甲が指定する日までに当該報告書(案)を作成し、甲を経由して調査対象機関との事実確認を行い、確認終了後原則14日以内に甲に報告書を提出するものとする。

エ すべての調査終了後甲の指定する日までに、調査対象機関を甲が指定した部局ごと、及び調査結果全体でそれぞれ総括した報告書を提出するものとする。  
なお、調査結果全体で総括した報告書については、甲において公表する可能性がある。

オ ウ及びエの工事技術調査結果報告書は、文書各20部及び電子データ(電子メール及びCD-R)により調査終了後甲の指定する日までに提出するものとする。

カ 乙が甲から提供を受けた資料(写し)については、契約期間満了後、甲に返還するものとし、電子データについては、乙において復元できないように消去するものとする。

7 再委託について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務(以下「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ甲が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

ア 契約金額の50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

ウ 工事技術調査の実施及び報告書の作成業務

本契約の競争入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(2) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

その他、簡易な業務

- ア 資料の収集・整理
- イ 複写・印刷・製本
- ウ 原稿・データの入力及び集計

(別紙1)

工事技術調査調書

所属名			契約形態	
予算主務課			主任監督員職・氏名	
工事名				
工事場所			現場監督員職・氏名	
入札方法				
予定価格			入札参加業者数	
契約金額			契約日	
最終契約額			請負率	
工期(当初)			変更率	
請負者	名称		監理技術者資格	
	代表者		現場代理人資格	
照査結果			工事保険加入	
委託設計先業務	名称			
	代表者			
施工採択理由 (具体的に) 及び設計方針		(事業の必要性、効果等を記入してください 箇条書き程度で可)		
コスト縮減への 取組内容				

<p style="text-align: center;">工事概要</p>	<p>(工種、計上寸法、延長距離、箇所数、工法の概略など記載)</p>
<p style="text-align: center;">その他</p>	
<p>監査(調査) 当日の説明者 所属・職・氏名</p>	<p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>

- (1) 変更契約がある場合は、「別紙1の2」に記入してください。
- (2) 理由・内容が長文になる場合は、別途添付も可。

(別紙1の2)

変更契約 第1回	契約金額		変更の内容	
	契約日			
	工期			
変更契約 第2回	契約金額		変更の内容	
	契約日			
	工期			
変更契約 第3回	契約金額		変更の内容	
	契約日			
	工期			
変更契約 第4回	契約金額		変更の内容	
	契約日			
	工期			

(1) 変更契約が4回以上になる場合は、下に追加してください。

(別紙2)

年 月 日

## 工 事 技 術 調 査 結 果 報 告 書

沖縄県知事

玉城 康裕 様

所在地

法人名

代表者名

年 月 日から 年 月 日に実施しました工事技術調査の結果について、委託契約書第 条第 項の規定により下記のとおり提出します。

### 記

- |           |                 |
|-----------|-----------------|
| 1 実地調査従事者 | 技術士 名           |
| 2 調査対象機関  | (調査対象機関を記載すること) |
| 3 調査対象工事  | 別紙のとおり          |
| 4 調査の結果   | 別紙のとおり          |

(別紙 3)

## 工事技術調査結果報告書作成要領

令和 8 年度工事技術調査業務委託に係る調査結果報告書は、当該契約書及び仕様書のほか、この作成要領に基づき作成し、甲の指示する日時までに提出するものとする。

- 1 工事技術調査結果報告書の鑑文は別紙 2 の様式とする。
- 2 表紙のページには、調査実施日、調査場所、調査立合者、調査対象工事など必要事項を記載するものとする。また、設計業務委託についても工事に準じて作成すること。
- 3 本文の記載について
  - ① 調査の範囲及び方法を記載する。
  - ② 調査対象工事及び工事内容説明者を記載する。
  - ③ 工事概要について、工事場所、工事に至った背景と工事内容等を記載する。  
(記載例参照)
  - ④ 工事技術調査の(技術士の)所見  
調査にあたっての総括的所見は具体的項目をもって記載する。
  - ⑤ 工事着手前における技術調査事項を記載する。  
調査、工法選定、設計及び積算単価の適否などについて所見を記載する。
  - ⑥ 工事着手後における技術的事項を記載する。  
施工管理、工程管理、品質管理、工事監理、安全管理など現場の施工体制等について必要に応じて記載する。
  - ⑦ その他必要に応じて付加価値を向上させる提案等があれば記載する。
  - ⑧ 各対象工事について、現地確認を行った箇所又は問題があった箇所については、現況写真等を報告書に挿入する。
  - ⑨ 工事技術調査報告書については、1 工事箇所当たり 5 ～ 10 ページ程度にまとめる。

(別紙4)

【表紙】 ※監査対象工事ごとに作成する。

令和8年度

沖縄県工事技術調査結果報告書

令和8年〇月〇日

〇〇協会

〇〇 〇〇 (建設・総合技術監理)

調査実施日 :

調査場所 :

調査立合者 :

調査対象工事 :

【本文 1】

1 調査の範囲及び方法

工事技術調査は、技術的観点からの調査を主眼としているため、前回監査基準日以降、今回の調査実施日までの間に竣工した工事の中から、○件について抽出し、設計図書等の審査及び現場での実地調査を実施するとともに関係職員の説明を受けて行った。

2 調査対象工事

○○第○号 道路災害復旧工事（○○線）

- (1) 工事内容説明者           ○○課 課長   ○○ ○○  
  ○○課 係長   ○○ ○○  
  ○○課 主任   ○○ ○○

[記載例]

(2) 工事概要

- 1) 工事場所                    沖縄県○○市△△  
2) 背景と工事内容

工事を行った原因理由等及び工事該当等を簡潔に記載すること

令和4年7月19日梅雨前線により、当該地の土羽法面崩壊が発生したため、国庫負担を利用して、その緊急対策工事を実施した。

その工事の主たる概要は以下のとおりである。

復旧延長   L = 35m       復旧復員 = 7.9m  
籠工        L = 360m   芝生工   1630 m<sup>2</sup>           排水工   92m

- 3) 工事請負会社            ○△株式会社  
4) 設計業務委託           □□環境技術株式会社  
5) 工事監理                直営  
6) 当初工期                令和    年    月    日～ 令和    年    月    日  
   変更工期                令和    年    月    日～ 令和    年    月    日  
7) 事業費

設計額                            変更設計額  
請負額                            変更請負額  
予定価格  
落札率                            %

- 8) 工事進捗率                100%（令和    年    月    日現在）

### 3 工事技術調査の所見

当工事の計画・調査・設計・積算・施工管理・試験検査・監理監督等の各段階における技術的事項について調査した結果・・・・・・・・・・であった。

### 4 工事着手前における技術調査事項

工事着手前における事項（調査結果における対応策を記載する。）

[記載例]

#### (1) 調査及び設計について

まず崩壊した斜面幅約30mについて確認していた。それによると・・・・・・・・は垂直方向にずれが生じていると推定される。

集中豪雨により、・・・・にそって崩壊したと推定される。今後の地下水位上昇抑制装置が、最有効手段と考えられるので・・・・工法について比較検討していた。（選定した工法は最も適切なものであった。）

（設計コンサルに委託している内容等の是非についてコメント）

#### (2) 単価及び積算

歩掛及び単価の基本は主として以下の基準、指針に数量算出は・・・・要領に準じており・・・・であった。

また、それらにないものは、他の基準、類似工事の値を使用するか、3者見積もりの・・・・値を採用し、低減値を乗じたものとなっていた。

設計書の照査については・・・・となっていた。

工事で発生するアスファルト塊の中間処理施設の受入態勢把握が不十分であったため、当初計画より〇〇km遠い施設への変更が生じている。

事前調査を行っていれば変更の必要がなかった。

#### (3) 積算について

山止工事に仕様する仮設鋼材運搬費の積算で、購入することとしている仮鋼材について運搬費を計上している。しかしながら、仮設鋼材の購入は現場渡し価格となっていることから運搬費は不要である。このため、積算額約〇が過大なものとなっている。

・  
・  
・

（以下必要に応じて項目を増やす）

## 5 工事着手後における技術調査事項（調査結果における対応策を記載する。）

[記載例]

### (1) 施工管理

仮舗装工で、設計では改良部分〇〇㎡の仮舗装を行うこととしているが、施工においては、そのうち〇〇㎡の仮舗装を行わず、代替として板材による仮路を設置している。また、それを確認できる工事記録写真等の施工関係図書整備されていなかった。

### (2) 工程管理

〇〇〇・・・・・・・・〇〇〇

### (3) 品質管理

〇〇〇・・・・・・・・〇〇〇

### (4) 工事監理

〇〇〇・・・・・・・・〇〇〇

### (5) 安全管理

高さが2 m以上で作業床を設けていない箇所で作業を行っているにもかかわらず、転落防止の対策を講じていなかった。「労働安全規則」を遵守し、不慮の事故を防止するよう請負者を指導する必要があった。

(以下必要に応じて項目を増やす)

## 6 付加価値を向上させる提案

### (1) 〇〇について

(以下必要に応じて項目を増やす)

## 7 現地写真

各対象工事について、現地確認を行った箇所については全景写真を1～2枚程度報告書に挿入すること。